

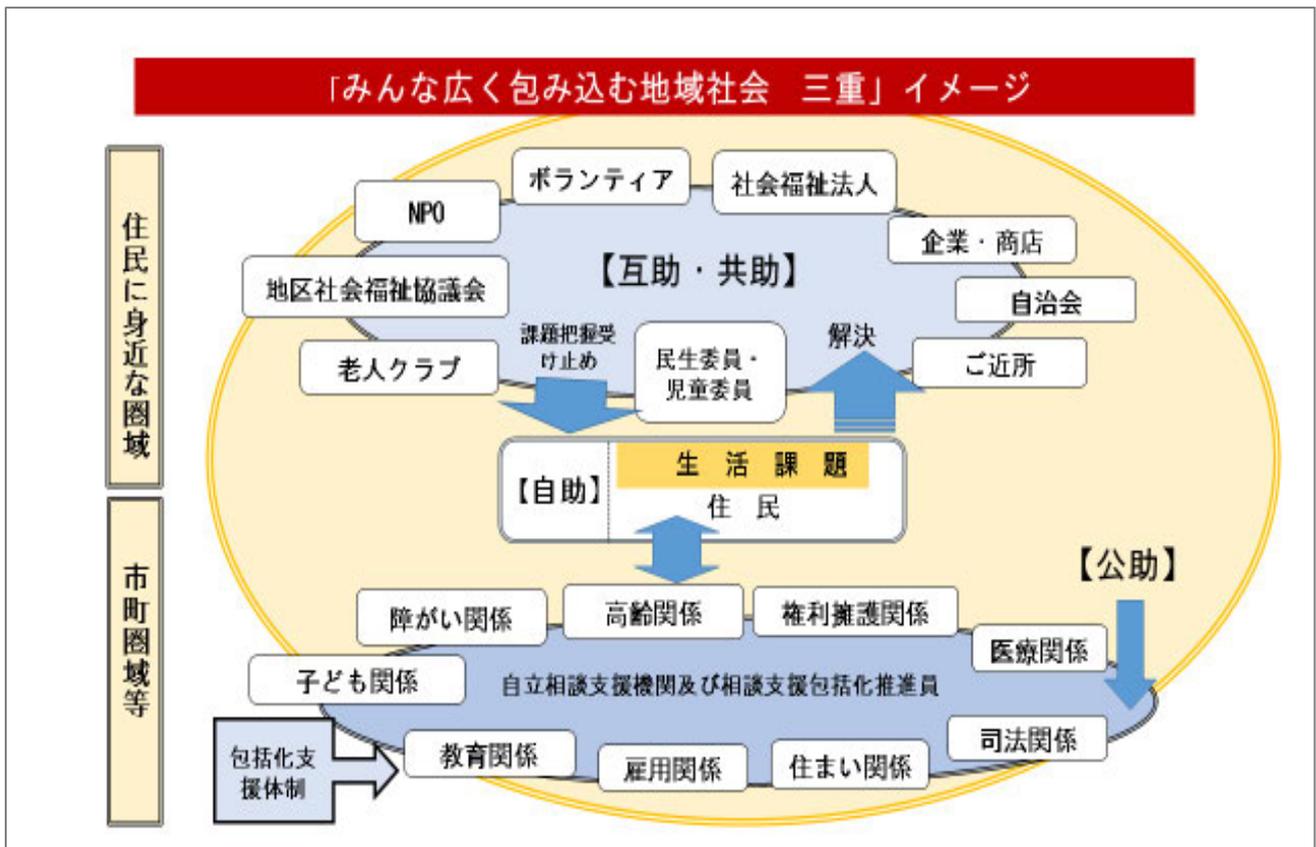
第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念（めざすべき姿）

みんな広く包み込む地域社会 三重

- この計画でめざすものは、地域に暮らす誰もが、さまざまな課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現です。
- 高齢者、障がい者、生活困窮者だけでなく、ひきこもり状態にある人や自殺に追い込まれている人、犯罪をした人、認知症の人、難病患者、医療的ケアを要する児童など、地域でさまざまな課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、質の高い福祉サービスや必要とする支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、一人ひとり個性や能力を発揮しながら、希望を持って日々自分らしく生活していける地域づくりをめざします。
- そのため、地域の中で、誰もが主体的にさまざまな地域生活課題を把握し、関係機関との連携によって解決を試みることができる環境が整備されるとともに、市町の包括的な支援体制が整っていくよう、広域自治体としての観点から、専門性の高い課題等への対応により、市町における包括的な支援体制への支援に取り組んでいきます。
- 計画の推進にあたっては、「計画策定の視点（基本姿勢）」で掲げた「ノーマライゼーション」、「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」、「ダイバーシティ社会の推進」、「『SDGs』の達成と『Society 5.0』の実現」の4つの視点を基本姿勢として重視しながら、具体の施策の取組を進めていきます。
- こうした考え方のもと、一人ひとりが自分らしく、地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制の構築をめざし、基本理念を「みんな広く包み込む地域社会 三重」として掲げます。

- この基本理念をめざすべき姿として、一人ひとりが尊重され、社会から孤立することなく、誰もが社会を支える一員として、自分らしく生きられるとともに、さまざまな主体の参画と協力を得て、一人ひとりの個性や能力が最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。



2 施策体系（取組の柱）

- （1）地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）
- （2）暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- （3）地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

（1）地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

- 基本理念で掲げるめざす姿を実現するため、この計画で取り組んでいく1つの大きな目的は、地域福祉の推進主体である地域住民、関係者、地域福祉活動を行う者（ボランティア等）との連携・協働のもと、各地域において包括的な支援体制が整備されることを推進していくことです。
- 地域共生社会の実現に向けて、各地域における包括的な支援体制の整備を進めていくためには、「包括的な相談支援体制の整備」と「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していくことが求められます。
- 「包括的な相談支援体制の整備」は、「住民に身近な圏域」において、地域住民による発見、見守り、支え合いを通して把握された課題を、包括的に受け止める相談体制を整備し、さらに、複合化・複雑化した課題や制度の狭間に対して、あらゆる分野とのネットワークをつくり多機関協働で支援にあたる体制を整備することで、重層的な支援につながっていく仕組みを構築するものです。
- 「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」については、「他人事」であった地域の課題を「我が事」として受け止められるよう意識を変えていくことが求められます。
包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民の力を借りながら、地域の課題を関係者が連携し、それぞれが役割を持って支援を行っていくことができるよう、地域における支え合いをさらに浸透させていくことが必要です。
- 第一の柱として、包括的支援体制の構築に向けて、地域における支え合い体制づくりを推進していきます。

(2) 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

- こうした包括的な支援も、その先にある目的は、福祉ニーズを持つ当事者を含めたすべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようにするために取り組むものです。
- また、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を行っていくことが必要です。
- 第二の柱として、日常の暮らしが継続できるよう、暮らしを支える取組を推進していきます。

(3) 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

- そして、包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していけるよう支援していくためには、公的支援をはじめとする各種サービスの充実や、地域福祉を支える人材の養成・安定的確保なども必要となってきます。
- 第三の柱として、地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図るための取組を推進していきます。
- 基本理念の実現のために、この3つの取組を柱として、これらの推進項目に応じた具体的な施策を推進していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

3 施策体系（推進項目）

推進項目 1	地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・市町地域福祉計画の策定数（現状値：17 市町） ・民生委員・児童委員の訪問回数（現状値：666,396 件） ・相談支援包括化推進員養成数（新規） ・ヘルプマークを知っている県民の割合（現状値：58.1%） 	
	施策方向	取組項目
	1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり	サロン活動への支援
		子どもの居場所づくり（子ども食堂 等）
		外国人コミュニティへの支援
	2. 地域住民による支援活動の推進	ボランティア活動への支援
		高齢者・障がい者の地域活動への支援
		民生委員・児童委員活動への支援
	3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援	相談支援包括化推進員の養成
		社会福祉協議会の取組への支援と連携強化
		相談・支援機関の連携推進
	4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザインの意識づくり
		誰もが暮らしやすいまちづくり

推進項目 2	暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数（現状値：8,736 件） ・再犯者数（現状値：1,061 人） ・福祉避難所の指定数（現状値：381 施設） 	
	施策方向	取組項目
	1. 高齢者・障がい者への支援	高齢者に対する支援の充実
		障がい者に対する支援の充実
	2. 子ども・子育て支援	子ども・子育て支援の充実
		社会的養育の推進
	3. 生活困窮者等への支援	生活困窮者自立支援の推進
		子どもの貧困対策

4. 生きづらさを抱える者 (ひきこもり、自殺、犯罪をした者など)への支援	ひきこもり・ニート
	自殺対策
	再犯防止の取組の推進
	認知症施策の推進
	がん・難病患者
	医療的ケア児・者
	外国人住民
5. 災害時要配慮者への支援 (福祉避難所、施設の防災対策・受援体制 等)	人権課題(多様な性のあり方、DV被害者 等)
6. 生活基盤の充実	就労機会の充実 (就労支援、雇用の確保、多様な働き方の推進)
	住宅確保
	移動の確保
7. 権利擁護の推進	成年後見制度の利用促進
	福祉サービスの利用援助
	差別解消、虐待防止の取組の推進
	消費者被害の防止・救済
8. 多様な生活課題への対応 (孤独死、体の不自由な方のごみ出し、ごみ屋敷、高齢・障がい世帯の草刈り 等)	

推進項目3	地域福祉を支える基盤整備(～福祉サービスの充実～)	
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の介護職員数(現状値:27,818人) ・ みえ福祉第三者評価の受審事業所数(現状値:285施設) 	
	施策方向	取組項目
1. 福祉人材の確保		福祉人材の確保(福祉施設、介護施設、保育所)
		福祉教育の推進
		働きやすい福祉職場づくりへの支援
2. 福祉サービスの質の向上		効果的な指導監査等の実施
		第三者評価の受審促進
		苦情解決体制の充実
		福祉人材の質の向上
3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方		保健・医療との連携
		共生型サービスの普及
4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用 (介護ロボットの導入支援、介護事業等のIT化の促進)		

第4章 施策展開

推進項目1 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

（現状と課題）

- 私たちの周りには、生きづらさを感じさせる要因となるものが増してきています。かつては家庭や家族・親族の中で解決できていた困りごとや、家庭・親族では解決できないことを隣近所や地域の人とのつながりの中で支えられてきたことが、家族の絆や地域との関係の希薄化などによって機能しにくくなり、日常生活を継続していくうえで困難を生じさせています。
- このような困りごとを一人で抱え込み、誰にも相談できず、困りごとが生活上の課題となって問題を深刻化させています。
また、こうした課題が1人の人の中で同時に重なったり、家庭の中で複数の人が抱えたりすることで問題を複雑化させ、また、地域の中でも同じような課題を持った人や世帯が増してきています。
- このような状況において、支援を必要とする人や世帯を適切に支えていけるようにしていくためには、地域の住民が、地域のつながりの中で課題やニーズを把握し、解決することができるよう、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、全ての地域住民が役割を持ち、世代を超えて、お互いに支え合うことができる地域コミュニティづくりを推進していく必要があります。
- こうした住民同士のつながりをつくり、住民が主体的に地域の課題を把握して解決をしていく力に変えていくため、住民の地域への関心を高めることへの働きかけとともに、地域住民等の地域福祉活動への理解と参加の喚起・促進、地域住民等が相互に交流を図ることのできる拠点となる場や機能を充実していくことが必要です。
- さらに、地域住民による活動を通して把握された地域の課題や地域住民の抱える相談を包括的に受け止めることができるよう、身近な地域における断らない相談体制づくりを進めるとともに、必要に応じて適切な支援機関につなぐことができるよう、多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築していくことが必要です。
- 地域は人々が暮らす場であり、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築に向けて、地域コミュニティ機能を確保していくことにより、土台

としての地域力の強化を図り、地域における支え合い体制づくりを進めていく必要があります。

1. 地域住民の居場所・住民交流の拠点づくり

<施策の方向性>

- 高齢者の孤立防止、子育て世代同士の悩みごと相談や情報交換、外国人との交流など、地域住民同士がつながりあえる場として、サロン活動やカフェ、子ども食堂などの取組が地域で進められています。

- また、サロンなどの参加への呼びかけや人が集まることで、会話の中から日頃の心配ごとや地域の福祉課題を発見し、地域で共有できる場ともなります。さらに、課題を共有することで、その解決のために関係者・機関と協力し、新たな取組の創出に発展するなど、地域の福祉力向上につながります。

- 地域住民の集まる場は、地域住民の相談や情報交換、つながりの場となるだけでなく、地域の多様な課題が寄せられる場や新たな取組が生まれるきっかけの場ともなるため、地域住民の居場所づくりを促進していくことで、地域住民相互の交流を図ることができる拠点づくりの取組を推進します。

- 住民が積極的に地域福祉活動を持続けるためには、拠点となる場所が不可欠であり、公民館や福祉施設等の既存施設の活用なども検討していくことが望まれます。

- 放課後や週末等に小学校の空き教室などを活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共にスポーツ・文化活動等のさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進します。

<主な取組>

(1) サロン活動への支援

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。

第4章 施策展開

(2) 子どもの居場所づくり

- ・ 国や民間機関による支援制度の周知・活用等により、NPO、社会福祉法人、企業等を支援し、子ども食堂等民間と連携した子どもの居場所づくりを推進します。
- ・ 子ども食堂関係団体で構成する「三重こども食堂ネットワーク」が進める子ども食堂の充実に向けた取組に対し支援します。
- ・ 放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を図るため、放課後子ども教室の運営支援を行います。

(3) 外国人コミュニティへの支援

※調整中

2. 地域住民による支援活動の推進

<施策の方向性>

- 地域住民は、地域福祉を推進していく上で、その主体としての活躍が期待されます。
- 地域住民の一人ひとりが、地域に関心を持ち、地域の課題に気づき、地域の課題を「我が事」として考え、地域で困っている課題を解決したいという気持ちを持つことが大切です。
- こうした気持ちを持った方を、地域の担い手として具体的な活動につなげていけるよう、情報の発信やボランティア活動の基盤整備に取り組みます。
- また、地域福祉推進の主体である地域住民には、担い手として役割を果たす人だけではなく、サービスを受ける当事者も含まれます。
このため、「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが能力を発揮し活躍できる環境を整備していくことによって、地域住民による支援活動を推進します。
- 民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、地域福祉の推進役となって活動を行っています。
地域福祉活動の中核的な役割を担う民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、市町とも連携しながら、担い手不足の改善に向けて制度の一層の周知や民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

＜主な取組＞

（１）ボランティア活動への支援

- ・ 三重県社会福祉協議会が設置する県ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの人材養成等の実施を支援することで、ボランティア活動に興味を持つ人が、気軽にボランティア活動に参加できる体制を整備し、ボランティア活動の推進を図ります。
- ・ ボランティア活動に関する県民の理解と参画を促進することで地域課題の解決を促すため、活動の場の提供や情報発信等に取り組みます。

（２）高齢者・障がい者の地域活動への支援

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。
- ・ 高齢者の生きがいづくりや健康づくりとともに、ボランティア活動等の地域貢献活動を推進するため、老人クラブや県・市町老人クラブ連合会の活動を支援します。
- ・ 障がい者の社会参加を促進するため、生活訓練、情報支援、レクリエーション支援、理解促進事業等を総合的に実施します。
- ・ 障がい者の芸術・文化活動を活性化するため、さまざまな主体と連携して「三重県障がい者芸術文化祭」に取り組みます。

（３）民生委員・児童委員活動への支援

- ・ 民生委員・児童委員が適切な支援を行うために必要な知識と技能の習得を目的とする研修を実施します。
- ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成します。
- ・ 県民の方に民生委員・児童委員の役割や制度への理解を深めていただけるよう、県ホームページにおける民生委員制度の紹介のほか、県政だよりやFM放送などを活用し、民生委員・児童委員の日（５月12日）及び活動強化週間の取組紹介を広報していきます。

3. 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

＜施策の方向性＞

- 平成30年4月1日に施行された社会福祉法の改正において、市町は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する活動を行う関係機関の地域福祉の

第4章 施策展開

推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

- 厚生労働省では、市町における包括的な支援体制づくりを進めるため、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」により、複合化・複雑化した課題に的確に対応し、制度ごとの相談支援機関を円滑にコーディネートする相談支援包括化推進員の設置による包括的支援体制づくりを進めています。
- こうした支援体制が整備されることで、制度・分野ごとの「縦割り」を解消し、現状では適切なサービスを受けることができない対象者を捉え、「たらい回し」といった事態を生じさせないようにすることができ、「狭間」や「切れ目」のない、「誰一人取り残さない」、困りごとを抱えた「その人」に着目した「伴走型」の支援が可能となります。
- 各市町において包括的な支援体制が整備されるよう、各市町の取組を後押しし、支援していくことで、県内全域での地域福祉をより一層推進していきます。
- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体であり、民間組織としての「自主性」と、多くの住民や団体に支えられた「公共性」を両輪に、地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て、さまざまな地域活動に取り組んでいます。
- 包括的な支援体制の整備にあたっては、地域住民や社会福祉関係者、支援機関など、地域における多様な主体との協働・連携の仕組みづくりが必要であり、社会福祉協議会が果たすべき役割はますます重要となっています。
- 地域福祉を推進する中心的な役割を担う社会福祉協議会の取組を支援するとともに、施策推進における連携を深め、社会福祉の増進や地域住民等が互いに支え合う地域社会づくりを支援します。
- 地域には、地域子育て支援拠点や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所など福祉の各分野における相談・支援機関が設置されています。また、県域においても、障害者相談支援センター、児童相談センター、こころの健康センター（精神保健福祉センター、ひきこもり地域支援センター、自殺対策推進センター）、こころの医療センター（認知症疾患医療センター）、配偶者暴力相談支援センターなどの相談・支援機関が設置され、専門性の高い領域における相談・支援にあたっています。

- 市町における包括的な支援体制の整備に向けて、相談・支援機関間の連携を深めるための取組を進めるとともに、複雑化・複合化する課題に対して適切な支援体制が構築できるよう、市町の支援体制を広域的・専門的の観点から適切に支援することで、重層的な支援体制の構築を図っていきます。

- 市町における包括的な支援体制の整備にあたって、隣保館については、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業に取り組まれているところであり、地域福祉を推進していくうえでも大切な機能・役割を有しているものです。
このため、包括的な支援体制の整備において隣保館が支援関係機関の一つとして、また、地域福祉推進の拠点として、積極的にその活用が図られるよう、隣保館の取組を支援していきます。

＜主な取組＞

- (1) 相談支援包括化推進員の養成
 - ・ 市町が包括的な支援体制を整備するために必要な人員を確保できるよう、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う相談支援包括化推進員等の人材養成を行います。

- (2) 社会福祉協議会の取組への支援と連携強化
 - ・ 市町社会福祉協議会の自主的活動を促進するために必要な連絡及び指導を行い、また、全県的な視野から社会福祉に関する各種機関、団体等と協働して社会福祉の課題に取り組んでいる三重県社会福祉協議会の活動強化を図り、民間社会福祉活動の充実、発展を推進します。
 - ・ 県及び市町社会福祉協議会との定期的な情報共有や意見交換の場を設け、地域の課題やニーズについての共通認識を深めます。

- (3) 相談・支援機関の連携推進
 - ・ 地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。
 - ・ 障がいのある人が必要な相談支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援を実施し、途切れのない相談支援のため、関係機関の連携によるネットワークを構築します。

第4章 施策展開

- ・ 県内全ての地域において、貧困の状況にある子どもおよびその保護者を早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう、地域の実情に応じた体制整備や取組への支援を進めます。
- ・ SNS を活用した相談窓口の検討など相談しやすい環境整備を推進するとともに、県内相談体制の充実を図ります。
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化の支援や、市町職員のスキルアップを図ることにより、市町における児童相談体制を強化し、児童相談所と市町との連携強化と役割分担を的確に行います。
- ・ 市町が設置している隣保館について、相談事業等の隣保事業に要する費用の一部を補助します。

4. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

<施策の方向性>

- 県では、障がい者、高齢者をはじめとするすべての県民が自由な活動や平等な社会が参加できる社会の実現をめざして、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり推進条例」（UD条例）の理念である「社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくり」を実現するため、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」に沿って、さまざまな主体と連携し、県民の方々の「おもいりのある行動」につながるよう、ユニバーサルデザインの意識づくりやまちづくり等の取組を進めていきます。
- 障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が暮らしやすいユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を、県民の皆さんが理解し、行動していくため、啓発活動や学習機会の提供や活動を担う人材の育成などにより、ユニバーサルデザインの意識づくりに取り組みます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者、高齢者をはじめ、子どもや妊産婦、子育て中の人、外国人等すべての人が、安全で自由に移動し、安心して快適に施設を利用できる環境を整えるため、鉄道駅など施設の整備を進めるとともに、施設整備または管理を担う人たちへの啓発活動を行い、整備された施設について、県民の皆さんへの情報提供を進めます。

＜主な取組＞

(1) ユニバーサルデザインの意識づくり

- ・ UD条例に基づく「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」の開催や、県庁内での横断的な取組、同条例に基づく推進計画の進行管理などを通じ、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的、計画的に進めます。
- ・ さまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方が県民に浸透するよう、学校出前授業の実施や、「三重おもいやり駐車場利用証制度」やおもいりのある行動のきっかけづくりとする「ヘルプマーク」の普及啓発など、地域における身近なユニバーサルデザインの意識啓発の取組を進めます。
- ・ 公共施設や商業施設などさまざまな施設に「おもいやり駐車場」の設置を進めるとともに、必要な方にその利用証を交付する「三重おもいやり駐車場利用証制度」を導入し、障がい者や妊産婦、けが人などで、歩行が困難な方の外出を支援します。

(2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

- ・ 事業者、設計者等の理解、協力を得ながら、市町や関係機関等の連携のもと、UD条例の整備基準や取組等の普及・啓発に取り組み、ユニバーサルデザインに配慮された施設整備を促進します。
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等を支援します。

第4章 施策展開

推進項目2 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

（現状と課題）

- 少子高齢化の進展、人口減少、一人暮らし世帯の増加、労働力人口の減少、非正規雇用の増加、グローバル化、大規模災害発生への危惧の増大など、私たちは、生活を取り巻く環境が大きく変化する中で暮らしていかなければなりません。
- 生活していく上での課題は、介護、障がい、子育ての福祉分野だけに限らず、医療、就業、住まい、教育、環境、防災・防犯、社会からの孤立・孤独、人権など、暮らしの全般に及びます。
- 地域住民の誰もが、住み慣れた地域の中で、その人らしく、いつまでも自律的な生活を送り続けられることがみんなの共通した思いであり、福祉分野だけに限らない、その人や世帯の暮らしの全般に着目した支援を行っていくことが求められます。
- 地域の中での暮らしの継続を阻害するさまざまな課題を抱える人に対して、一人では解決できない課題について、その人の自律性を尊重しつつ、支援を必要とする時には地域のみならず支え合い、補い、その人の生きる意欲や力、希望を引き出しながら必要な支援を考えていくことが重要です。
- 介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、分野別、年齢別の縦割りの支援ではなく、暮らしや仕事など、生活上の課題の全般に着目した支援を行うことで、日常の暮らしが継続できるよう取組を推進していく必要があります。
- 公的制度の枠組では対応できない日常生活を営む上での生活課題に対応するため、地域住民による支え合いとも連動したきめ細かな支援を、地域のさまざまな主体と連携しながら進めていく必要があります。

1. 高齢者・障がい者への支援

＜施策の方向性＞

- 要介護者・要支援者、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く問題を解決するため、「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、「高齢者が元気に輝きながら暮らすことができる地域」をめざし、地

域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めます。

- 障がい者を取り巻く現状と課題をふまえ、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づき、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念に、障がい者がライフステージをとおして、どこで誰と生活するかを選択する機会の確保、多様な働き方が選択でき、働くことを通じた自己実現の機会やレクリエーション・文化活動などに参加する機会の確保とともに、障がい者差別の解消および虐待の防止、情報保障など障がい者の権利擁護に取り組み、障がい者施策の推進を図ります。

<主な取組>

(1) 高齢者に対する支援の充実

- ・ 地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保、認知症施策の推進、介護予防・生活支援サービスの充実等に取り組みます。

(2) 障がい者に対する支援の充実

- ・ 三重県障害者施策推進協議会等の意見・助言を得ながら、「みえ障がい者共生社会づくりプラン」に基づく障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場や日中活動の場の整備を促進します。
- ・ 障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担します。

2. 子ども・子育て支援

<施策の方向性>

- 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、施策を推進します。
(現在策定中の「第二期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」をふまえ、施策の方向性を盛り込みます。)
- 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親制度の周知や里親登録者の増加と、里親の養育技術の向上等に取り組み、里親委託を推進していきます。

第4章 施策展開

また、施設養育においても、より家庭的な養育環境を入所児童に提供できるよう、児童養護施設等の小規模化・多機能化を促進します。

さらに、子どもの権利擁護や社会的養護の子どもの自立支援、市町の子ども家庭支援体制の構築に向けた取組を行います。

<主な取組>

(1) 子ども・子育て支援の充実

- ・ すべての子育て家庭および子どもを対象として、地域の実情に応じたさまざまな子育て支援の取組を実施する市町を支援します。
- ・ 保育所や認定こども園等に対し、市町が支払う委託費等の一部を支援します。

(2) 社会的養育の推進

- ・ 「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親・ファミリーホームの委託の推進や、児童養護施設における小規模ケア化、地域分散化等を促進します。

3. 生活困窮者等への支援

<施策の方向性>

- 生活保護の適正実施、生活保護受給者の自立支援を進めるとともに、さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。
- 「第二期三重県子どもの貧困対策計画」及び「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき、学校・地域の連携による学習支援などの教育の支援、子どもたちが安心できる居場所づくりなどの生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備などに、市町や関係団体と連携して総合的に取り組めます。

<主な取組>

(1) 生活困窮者自立支援の推進

- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関（相談窓口）において、生活困窮者の相談を受けます。生活困窮者が抱える課題は多様で複合的であることが多く、「制度の狭間」に陥らないように、広く受け止め、対象者の個々の状況に応じた支援を行います。

- ・ 支援にあたっては、「待ちの姿勢」ではなく、アウトリーチを行い、支援を必要とする方が相談窓口につながるよう取り組みます。また、相談者の状況に応じて、生活困窮者自立支援法に基づく事業の活用や、他制度との連携により、支援員が寄り添って、継続的な支援を行います。
- ・ 自立支援に携わる支援員等が、生活困窮者等に対して充実した支援を行うことができるよう、研修会等を実施し、支援員等のスキルの向上に努めます。
- ・ 社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付制度の適切な運用を図り、低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に、無利子または低利子の資金を貸付けることにより、経済的自立や生活意欲の向上を図り、安定した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

(2) 子どもの貧困対策

- ・ 生活困窮家庭の子どもに対して、地域の状況に応じた学習支援の場を提供するとともに、教育相談や学習支援を実施し、高等学校等への進学や就職に結びつけるなど将来の自立に向けた支援を子どもと保護者の双方に行います。
- ・ 行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図ります。

4. 生きづらさを抱える者（ひきこもり、自殺、犯罪をした者など）への支援

<施策の方向性>

- ひきこもりなど、生きづらさを抱えている人が、社会の中で孤立することなく、安心して生活できるよう、県、市町、関係機関・団体等で構成するネットワーク組織の連携を強化し、子ども・若者から高齢者まで幅広い世代に対応した対策を進めるとともに、さまざまな課題を抱える人を包括的に受け止め、適切なサービスにつなぐ相談支援体制の構築を進めます。
- いわゆる就職氷河期世代の本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けた支援の充実や、若年無業者の就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援に取り組みます。
- 犯罪をした者等による再犯を防止するため、地域で孤立せず、社会の一員として、地域社会と関わりを持ちながら日常生活を営むことができるよう、「三重県再犯防止推進計画」の基本理念「犯罪や非行をした者を孤立させない」

第4章 施策展開

に基づき、犯罪や非行をした者に対する息の長い社会復帰支援に国や市町、民間団体と連携して取り組みます。

- 「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症サポーターの養成と活動促進、市町との協働による認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を総合的に推進します。
- がん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。
がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るため、緩和ケアに係る人材育成を支援します。
また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。
- 難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組みます。
また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るため、生活・療養相談、就労支援を行います。
- 医療的ケアを必要とする障がい児・者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、市町や福祉、医療、保育、教育など関係機関の連携が機能し、医療的ケアが提供できる障害福祉サービス事業所等が拡充することにより、支援が適切に提供されている状況をめざします。
- 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に、さまざまな主体と連携して取り組みます。
- 性的指向や性自認が多様であることへの理解不足による差別や偏見があり、また男女のみの性の区分を前提とした社会生活上の制約を受ける状況があることから、多様な性的指向や性自認について社会の理解促進を図ります。

<主な取組>

(1) ひきこもり・ニート

- ・ これまで支援が行き届かなかった、ひきこもり状態にある方や若年無業者などの生きづらさを抱える方等が適切な支援につながるよう、相談支援

機関等と連携しながらコーディネート業務を担う相談支援包括化推進員等の人材養成に取り組むとともに、地域課題の解決や情報交換のための地域別会議の開催等により、地域特性に応じた市町における包括的支援体制の構築に向けた取組を支援します。

- ・ 「ひきこもり地域支援センター」において、ひきこもり状態にある方や家族への専門相談などを実施するとともに、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を通じて、支援を行っている関係機関の連携強化に取り組めます。
- ・ 「三重県生活相談支援センター」にアウトリーチ支援員を配置し、経済的に困窮されている方をはじめ、ひきこもり状態にある方など複合的な課題に幅広く対応します。
- ・ 就職氷河期世代の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。
- ・ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組めます。

(2) 自殺対策

- ・ 自殺対策を推進するため、「第3次三重県自殺対策計画」に基づき、こころの健康に対する正しい知識の普及や人材育成に取り組むとともに、関係機関・民間団体と連携し、各課題の解決に向けた取組を行います。また、こころの悩みを抱える人々が適切な相談窓口につながるようインターネットにおける検索連動型広告を活用したこころの健康づくりに取り組めます。

(3) 再犯防止の取組の推進

- ・ 高齢、又は障がい等を有する矯正施設入所者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう必要な支援を行うため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰及び地域生活への定着を促進し、再び罪を犯さず地域において暮らすことができるよう必要な支援を行います。
- ・ 保護司や関係団体への協力・助成・連絡調整等や、犯罪をした人や非行のある少年に対する自立支援事業を行う更生保護法人三重県更生保護事業協会の取組を支援します。
- ・ すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」における啓発活動を推進していきます。

(4) 認知症施策の推進

- ・ 認知症の早期診断・対応に向け、認知症疾患医療センターの指定、医療・介護関係者への研修等を行います。

第4章 施策展開

- ・ 認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポーターの養成・活動促進、認知症相談窓口の設置、若年性認知症の人への支援等に取り組みます。

(5) がん・難病患者

- ・ がん診療連携拠点病院の指定等、県内におけるがん診療連携体制の整備を進めます。また、がん患者の状態に応じた適切な口腔ケアや口腔管理を行うことができる歯科医師や、がん治療における臨床実践能力の高い看護師等、多職種連携に係る人材を育成します。
- ・ がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断の時から適切に提供されるよう、がん診療連携拠点病院等において実施されるがん診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会を支援します。
- ・ 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者とその家族を支援するため、がんに係るさまざまな相談に応じます。また、働くことを希望するがん患者が就労を継続できるよう、医療機関や労働局等の関係機関と連携して、がん患者の就労支援について周知・普及を図ります。
- ・ 指定難病患者の医療費を適正に助成し、患者への経済的支援を行うとともに、難病診療連携拠点病院、難病分野別拠点病院等を中心に、医療提供体制の拡充に取り組みます。
- ・ 「難病相談支援センター」において、在宅難病患者の日常生活上における相談、支援、地域交流活動の促進や、就労支援などを行い、患者の治療や日常生活での悩みや不安等の解消を図ります。

(6) 医療的ケア児・者

- ・ 医療的ケア児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児・者コーディネーターの養成、障害福祉サービス事業所職員のスキルアップ及び地域ネットワーク機能強化の研修会を開催し、地域での受け皿を拡充します。

(7) 外国人住民

- ・ 「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」において、外国人住民からの生活上のさまざまな相談に対し情報提供を行うとともに、適切な支援機関に取り次ぎます。
- ・ 外国人住民が必要とする行政情報や生活情報、地域における多文化共生の取組に関する情報を、多言語ウェブサイト「MieInfo」で提供します。
- ・ 医療通訳者を育成する研修を実施するなど、医療通訳制度の定着に向けて取り組みます。

- ・ 災害時語学サポーター養成研修を開催するほか、「みえ災害時多言語支援センター」の運営に向け図上訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。
- (8) 人権課題（多様な性のあり方、DV 被害者等）
- ・ 多様な性的指向や性自認についての社会の理解促進を図るため、県民への啓発や研修に取り組みます。
 - ・ DV に関して、ホームページや DV 相談先カードの配布等による啓発や相談・支援機関の周知を図ります。

5. 災害時要配慮者への支援

<施策の方向性>

- 市町による福祉避難所の確保を働きかけるとともに、災害時要配慮者の支援を行うため、災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備を進めます。
- 災害時における要配慮者の避難生活を支援するため、被災時における福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、介護職員等の応援・受援体制の整備を進めます。
- 大規模災害時に県内外からの災害ボランティアを円滑に受け入れられるよう、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営に参画します。また、受援体制の整備を図るため、実践的な訓練等を行います。
- 災害時におけるボランティア活動を円滑に進めるため、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営について、平常時からの研修や訓練の実施を推進します。

<主な取組>

（福祉避難所の確保）

- ・ 市町に対し、福祉避難所の確保や円滑な運営体制の整備について働きかけるとともに、災害時に福祉避難所の運営を指揮する人材の確保・育成、福祉避難所運営マニュアルの作成等を支援します。

（災害福祉支援ネットワーク構築に向けた体制整備）

- ・ 災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で災害時要

第4章 施策展開

配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）を組成するとともに、一般避難所へDWA Tを派遣すること等により必要な支援体制を確保することを目的とした官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するための体制を整備します。

（介護職員等の応援・受援体制の整備）

- ・ 介護職員等の応援の円滑な受入れ、及び介護職員等の円滑な派遣を行い、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復を支援することにより、要配慮者の心身のストレス軽減を図るなど、災害時要配慮者の避難生活を支援するための応援・受援体制を整備します。

（災害時におけるボランティア活動の支援）

- ・ 災害ボランティアの円滑な受入を図るため、「みえ災害ボランティア支援センター」の運営への参画、受援体制整備に向けた研修に取り組みます。
- ・ 災害時に市町社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、県社会福祉協議会による市町社会福祉協議会職員への研修や活動訓練の実施に対する助言・指導等の取組を支援します。

6. 生活基盤の充実

<施策の方向性>

- 住みなれた地域で、いつまでも暮らし続けるためには、生活の基盤となる暮らしや仕事などの充実を図っていくことが重要です。
- 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。
- 本意ではない非正規雇用や無業の状態にある人に対する安定した就労に向けて、相談から就職までの切れ目のない支援等に取り組みます。
- 誰もが働き続けられる職場環境づくりに向けて、関係機関が連携して、性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、意欲や能力を十分発揮していきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組みます。
- 公営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。

- 高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許の返納件数が増加傾向にあるなか、車を持たない高齢者などの円滑な移動を支援するため、地域の実情に応じた、福祉をはじめとする関係分野との連携した取組などを市町、交通事業者等と進めます。

＜主な取組＞

（１）就労機会の充実

（就労支援）

- ・ 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度において、関係機関等と連携し、個々の状況に応じた就労支援を行います。早期に就労が見込まれる方については、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労支援員等による伴走型の就労支援を行い、自立ができるよう支援します。生活リズムの崩れや対人関係等の問題から、直ちに一般就労が難しい方には、「就労準備支援事業」を実施し、社会福祉法人等におけるボランティア体験等を通じて、一般就労に至る準備としての基礎能力の形成を支援します。
- ・ 就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その方の状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う就労認定事業所の認定を行います。

（雇用の確保）

- ・ 若年求職者等の安定した就労や職場定着を図るため、「おしごと広場みえ」を拠点として総合的な就職支援サービスを提供します。
- ・ 就職氷河期世代の不本意ながら非正規雇用で働く人や、長期無業状態にある人を対象に、就職支援機関や福祉等の関係機関と連携しながら、相談から就職までの一貫した支援を行います。
- ・ 若年無業者の職業的自立を図るため、各地域若者サポートステーションと連携して就労体験や各種セミナーの開催等に取り組みます。
- ・ 産業界のニーズをふまえ、新規学校卒業者や離転職者など、さまざまな人材を対象とした多様な職業訓練を実施します。

（多様な働き方の推進）

- ・ 妊娠・出産・子育て等のさまざまなライフイベントを迎えても希望する形で就労することができるよう、就労継続支援や再就職支援に取り組みます。
- ・ 働く意欲のある高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を発揮できるよう、心身の状況等に応じた多様な働き方の提供に取り組みます。
- ・ 県内企業の障がい者雇用を進めるため、ステップアップカフェなどを活用して、理解の促進を図るとともに、働きやすい職場づくりを支援します。

第4章 施策展開

- ・ 就労を希望する障がい者が希望や特性、体力等に応じて働きつづけるための職場定着支援に取り組むとともに、新たな雇用の仕組みなど多様な働き方の普及を進めます。
- ・ 労働問題を解決するためのセーフティネット機関として、関係機関と連携しながら外国人住民の労働相談に多言語で対応するなど、相談体制の充実を図ります。
- ・ 外国人が安心して就労できるよう、企業の受入体制の整備を促進し、適切な労働環境の確保を図ります。

(2) 住宅確保

- ・ 離職などにより住宅を失った方、または失う恐れが高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を住宅確保給付金として支給します。
- ・ 高齢者、障がい者、子育て世帯、犯罪被害者等のうち住宅困窮度の高い世帯について、県営住宅の入居者の選考にあたり優先的な取扱いとすることで、居住の安定を支援します。
- ・ 高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等、住宅確保に特に配慮を要する者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう居住支援活動を行います。

(3) 移動の確保

- ・ 元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの提供や通いの場の運営、移動支援など、市町による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援します。
- ・ 市町をはじめ福祉分野等と連携して、地域の実情に応じた移動手段の確保策を検討し、モデル事業を実施します。モデル事業実施後にマニュアル等を作成し、新たな移動手段の導入に向け検討を行う他市町に対し支援を行います。

7. 権利擁護の推進

<施策の方向性>

- 成年後見制度の利用が必要な方を適切に必要な支援につなげていけるよう、成年後見人等となる人材の育成や、市町や社会福祉協議会、家庭裁判所等の司法も含めた多様な主体が協働・連携した権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に向けた支援など、成年後見制度利用推進のための仕組みづくりを支援します。

- 判断能力に不安のある方にとって、福祉サービスを選択し、適切な事業者を選び、契約することは困難となることから、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行うことにより、地域で自立した生活ができるよう支援します。
- 高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な支援を行うため、市町をはじめ関係機関との連携の強化等に取り組みます。また、市町等の関係職員を対象とした研修会等を開催し、高齢者虐待についての正しい知識や対応についての普及啓発に取り組むとともに、地域での見守りや高齢者虐待の早期発見につなげるための仕組みづくりを支援します。
- 障がいを理由とする差別の解消に向け、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証などの取組を進めます。また、障がい者虐待の未然防止と適切な対応を行うため、市町への支援や事業所に対する指導等を行います。
さらに、「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等に取り組みます。
- 児童相談所の機能強化を図るとともに、虐待があった家庭への支援、市町の児童相談体制への支援を行い、児童虐待の未然防止と的確な児童虐待対応に努めます。
また、児童虐待防止の啓発や市町をはじめとする関係機関との連携強化等に取り組み、児童虐待の早期発見及び早期対応につなげます。
- 「三重県消費生活センター」の専門性を確保し、消費者被害救済のための相談に迅速かつ適切に対応するとともに、市町を含む相談員の資質の向上等を図り、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上を図ります。
また、高齢者等の消費者トラブルを防ぐため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進し、地域における見守り体制の構築を進めます。

<主な取組>

(1) 成年後見制度の利用促進

- ・ 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置等の市町の取組を支援します。

第4章 施策展開

(2) 福祉サービスの利用援助

- ・ 判断能力に不安のある方に対して、福祉サービスの適切な利用支援や日常生活における金銭管理の支援等を行う県社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施を支援することで、認知症高齢者や知的障がい者等の日常生活を支援します。

(3) 差別解消、虐待防止の取組の推進

- ・ 市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や要介護施設の従事者や看護実務者を対象とした研修を実施し、高齢者虐待に関する正しい知識や対応についての普及啓発を行います。
- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」および障害者差別解消法の普及啓発を進めるとともに、相談員による相談対応および紛争解決を図るための体制整備や、三重県障がい者差別解消支援協議会における事例共有、検証など、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。
- ・ 「三重県手話施策推進計画」に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や手話通訳を行う人材の育成等を行い、手話を使いやすい環境の整備を進めます。
- ・ 障がい者虐待防止・権利擁護研修会を開催し障がい者虐待の未然防止と関係者の対応力の向上を図るとともに、専門家チームの活用により虐待対応事例の検討や事案に対する助言を得ることで専門性の向上を図ります。
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、啓発活動を実施します。また、児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、市町、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携を強化します。

(4) 消費者被害の防止・救済

- ・ 「三重県消費生活センター」の相談体制を充実させるため、相談員の資質向上を図るとともに、市町相談担当者からの相談に対して助言を行う「市町ホットライン」を運営し、市町の取組を支援します。
- ・ 県・市町の消費生活相談員等を対象とした研修を行うことで、県全体の相談対応能力の向上を図るとともに、地方消費者行政強化交付金等を活用し、市町における消費者行政の推進を支援します。

また、地域における自主的な取組、啓発活動を促進するため、「消費者啓発地域リーダー」を養成するとともに、地域における見守り力向上のため、市町における消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置を促進します。

8. 多様な生活課題への対応

<施策の方向性>

- 地域の中にあるさまざまな生活課題に対して、公的サービスだけで対応することは困難です。公的サービスで対応できない地域における多様な生活課題への的確な対応を図るうえで、地域住民が主体的に関わり、社会資源を活用しながら、支え合う、地域における支え合いの領域を拡大、強化することが求められています。
- ボランティアやNPO、住民団体による活動は、こうした公的サービスでは対応できない領域について、自ら問題意識を持ち、住民共通の利益のために行われています。行政だけでなく多様な民間主体が担い手となり、これらと行政とが協働しながら、行政支援の届かない課題に対して、きめ細かな活動により、地域の生活課題を解決するしくみとして重要な領域を担っています。
- 地域の生活課題に応じるためには、住民による地域福祉活動と公的サービスがうまくつながるようにする必要があり、公的サービスを総合的に提供できるよう運用を改善したり、適切なメニューがない場合には新たな事業の開発につなげていくことも考えられます。
- こうした地域の実情に応じたニーズの掘り起こしや、地域の人材や制度、住民の支え合いによる援助などを組み合わせ、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを担当するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）や生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、障がい者に対しては相談支援専門員や専門相談の相談員が配置され、地域のさまざまな課題の解決に取り組んでいます。
- 既存の制度だけでは対応が困難な多様な生活課題に対応するため、地域住民とともに課題の解決に取り組むコミュニティソーシャルワーカーや生活支援コーディネーターの活動の促進を図ります。
- さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、従来から共同募金運動が展開されています。共同募金は、住民相互のたすけあいを基調とし、誰もが住みなれた地域で安心して暮らすことができ、住民自らが参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財政面から支援する役割を果たしています。

第4章 施策展開

- また、三重県においては、地域社会における住民のボランティア活動への参加を通して「福祉のまちづくり」を推進することを目的として、昭和57年に「三重ボランティア基金」が設立され、ボランティアの育成や活動に対する助成・支援等を行っています。
- 地域の課題を地域で解決していくためには、その財源確保も重要となることから、地域福祉活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進します。
- 近年、社会からの要請や期待に応えて、地域貢献などのCSR活動やSDGsの達成の寄与に取り組むことが企業などに求められるようになり、福祉分野でも積極的に取組が進められるようになっていきます。
企業との連携による地域福祉活動の支援の拡充に取り組めます。
- 障がい者の共同受注窓口による自治体・企業等からの障害福祉サービス事業所への受注の機会を確保し、工賃の向上につなげます。
- 社会福祉法人の公益性・非営利性をふまえ、「地域における公益的な取組」を実施することが責務とされ、社会福祉法人は制度や分野の垣根を越えて、多様化・複雑化する地域生活課題に対応した、幅広い実践を展開していくことが求められることから、社会福祉法人が地域で行う公益的な取組を促進します。

<主な取組>

(コミュニティソーシャルワーカー等の活動の促進)

- ・ 社会福祉協議会等に配置されるコミュニティソーシャルワーカーの実践力の向上やスキルアップを図るための養成研修を実施します。
- ・ 各市町に配置され地域のさまざまな主体による生活支援サービスの創出等を推進する生活支援コーディネーターの活動促進に係る市町の取組を支援します。
- ・ 障がいのある人が必要な相談支援が受けられるよう、広域的・専門的な相談支援体制の整備を行うとともに、途切れのない相談支援のため、関係機関の連携によるネットワークを構築します。

(寄附文化の醸成)

- ・ さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援し、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組まれている共同募金や、「三重ボランテ

「ニア基金」による街頭啓発などの募金運動を推進し、地域福祉活動を財源面で支えていく、住民参加による地域に根ざした活動を支援していきます。

（企業との連携による地域福祉活動の支援）

- ・ 生活困窮者などへの支援や地域福祉活動を推進するために行われる企業による社会福祉貢献活動に関する協定の締結を行い、広報活動等協定に基づく取組を支援します。
- ・ 地域を巡回する機会が多い民間事業者と高齢者の見守り等に関する協定を締結します。
- ・ 共同受注窓口事業により、自治体・企業等から事業所等への受注の機会を確保し、工賃向上を図り、障がい者の自立した生活の実現を促進します。
- ・ 食品関係企業等における食品ロスについて、フードバンク団体やこども食堂などを通じて生活困窮者等に対する食料支援につながるよう、食品提供企業とフードバンク団体やこども食堂等のマッチングを促進するセミナーを開催し、フードバンクネットワークの構築を進めます。

（社会福祉法人による公益的活動の促進）

- ・ 社会福祉法人の指導監査の際に公益事業を行っている法人に対しては、地域における公益的な取組の実施に努めているか確認します。
- ・ 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者等に対して利用者負担の軽減を行う場合に補助を行います。

第4章 施策展開

推進項目3 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

（現状と課題）

- 本格的な高齢社会を迎え、要介護者や認知症などの介護を必要とする高齢者は今後も増加していくことが見込まれ、これに伴い、福祉サービスへの需要は今後もさらに拡大することが見込まれることから、サービス提供体制を質・量ともに充実させていく必要があります。
- 生産年齢人口が低下する中で、労働力不足が懸念され、中でも、介護職をはじめ、福祉人材の不足は深刻な状況にあります。
- 介護人材の確保が厳しい状況にあり介護関連職種の離職率も高い傾向にある中で、国の働き方改革の動きもふまえながら、働き方も含めた介護現場の職場環境の整備に取り組む必要があります。
- サービス提供体制を充実させるためには、事業者によるサービスの質の確保・向上が必要不可欠です。引き続き事業所に対する監督・指導を充実し、サービスの質の確保・向上を図っていく必要があります。
- 疾病を抱えても自宅等の住み慣れた場所で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、医療・介護関係者等の多職種が協働して、在宅医療・介護の提供を行っていく必要があります。
また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進に努めることが必要です。
- 地域共生社会の実現に向けて、高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、平成30（2018）年度から介護保険制度と障がい福祉制度に新たに共生型サービスが位置付けられています。
- 地域福祉活動の推進を図るうえでの基盤整備を促進し、サービスの充実を図っていく必要があります。

1. 福祉人材の確保

<施策の方向性>

- 「三重県福祉人材センター」や「三重県保育士・保育所支援センター」において、無料職業紹介、研修の実施、情報提供・相談等の事業を行うことにより、福祉人材の確保を図り、福祉施設への就業を促進します。
また、障がい福祉の事業者については、県が各種研修を実施し、事業実施の人材確保と資質向上に取り組めます。
- 介護人材の確保のため、市町や事業者団体等とともに、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。
- 児童・生徒の福祉のこころを育み、福祉についての理解を深め、福祉にかかわる実践力を培うため、福祉教育を推進します。また、福祉を他人事としてではなく、自分自身の課題として理解し認識することで、地域福祉を担う人材としての活動に期待が持たれます。
- 介護事業所等における労働環境の改善に向けた取組を支援します。
- 介護人材の確保が厳しい状況となっているため、国内人材の新規参入を強化するとともに、外国人材の新規参入を促進します。
- 保育士等の業務負担軽減に取り組むなど、労働環境の改善を推進し、離職防止を図ることにより保育人材の確保に努めます。

<主な取組>

(1) 福祉人材の確保

- ・ 福祉人材センターにおいて福祉人材確保に関する各種事業を実施し、福祉事業者が利用者の福祉ニーズに対応するために必要とする福祉人材を確保するための環境整備を図ります。
- ・ 高齢化が進む中、今後、需要の急増が見込まれる介護サービスを提供する介護従事者の確保を図ります。
- ・ 障害福祉人材の給与等の改善を図るため、福祉・介護職員の処遇改善加算に要する経費の一部を負担します。
- ・ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、人材を育成し、事業実施に必要な福祉人材を確保します。

第4章 施策展開

- ・ 保育士確保のため、「保育士・保育所支援センター」において、相談事業や就業継続支援研修等を実施します。
- ・ 待機児童になりやすい低年齢児の受入れを行うため、保育所等に保育士加配を行う市町を支援します。

(2) 福祉教育の推進

- ・ 次代を担う児童・生徒が、自分たちの生活する地域の特徴や課題に対して主体的に関わり、学びを深め、市民性を育ていけるよう、福祉教育に関する調査・研究や、地域を基盤とした福祉教育推進事業などの県社会福祉協議会の取組を支援します。
- ・ 社会科や総合的な学習の時間等における学習事例等について情報共有を行うことで、学習の充実を図ります。

(3) 働きやすい福祉職場づくりへの支援

- ・ 若い世代や福祉職場に関心のある者に対し、福祉・介護職場の魅力を伝えるなど、人材確保が困難な福祉・介護職場への人材の参入促進・定着支援を図ります。
- ・ 職場環境の改善に取り組んでいる介護事業所を「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」として証明し、その取組を広く公表することで、介護人材の参入と定着を促進します。
- ・ 地域の元気な高齢者を介護現場の補助的業務を担っていただく職員として雇用する「介護助手」の取組を支援します。
- ・ 地域における多様な人材を保育支援者として活用することで、保育士の負担軽減を図り、働きやすい職場づくりを行う市町を支援します。
- ・ 外国人介護人材に対し、日本語や介護技術の学習支援を行うなどにより、外国人介護人材の福祉・介護職場における円滑な就労・定着を図ります。

2. 福祉サービスの質の向上

<施策の方向性>

- 社会福祉施設および事業所に対して効率的な指導監査等を実施し、適正な運営と健全な経営を確保します。
- みえ福祉第三者評価制度の普及促進を行い、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上を図ります。

- 福祉サービス利用者等からの苦情や問合せに適切に対応し、利用者が安心して福祉サービスが利用できるよう、苦情解決体制の充実を図ります。
- 社会福祉事業は年々多様化・専門化しており、施設職員にとっても、より広範な福祉の知識と高度な専門的スキルが要求されることから、福祉施設職員等の研修機会の充実を図ります。

＜主な取組＞

(1) 効果的な指導監査等の実施

- ・ 社会福祉法人の適正な運営、社会福祉施設等による適切なサービス提供の確保に向け、法人や施設等に対し、有効で効率的な指導監査や実地指導等を実施します。

(2) 第三者評価の受審促進

- ・ みえ福祉第三者評価制度の普及促進及び評価調査者の質の向上を図り、福祉サービスを行う法人等のサービスの質の向上をめざします。

(3) 苦情解決体制の充実

- ・ 三重県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、日常生活自立支援事業の適正な運営の確保を図るとともに、福祉サービス利用者等からの苦情相談に適切に対応することで問題解決を支援します。

(4) 福祉人材の質の向上

- ・ 地域住民が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、その中核を担う介護支援専門員に対して、資質向上のための研修と資格管理を行います。
- ・ 社会福祉研修センターが行う社会福祉関係の多様な研修事業を支援することにより、社会福祉施設職員の資質向上をめざします。
- ・ 障害福祉サービス、相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者等への研修を実施することにより、福祉人材の育成と支援の質の向上を図ります。
- ・ 多様化、高度化する保育ニーズ等に対応するため、保育士や放課後児童支援員に求められる専門性の向上に向けた研修を実施します。
- ・ 保育士等の処遇改善を進め、保育現場におけるリーダー的職員の育成や専門性の向上を図るため、職務内容に応じた研修を実施します。

第4章 施策展開

3. 福祉サービスの総合的提供方法のあり方

<施策の方向性>

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的・継続的な在宅医療・介護の提供体制づくりを進め、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を図ります。

- 高齢者、障がい者の両制度の壁を超えて利用者が交わるケアを進めることができるよう、共生型サービスの普及を進めます。

<主な取組>

- (1) 保健・医療との連携
 - ・ それぞれの地域で、その実情・特性に応じた在宅医療・介護連携体制が構築されるよう、研修会の開催等により市町の取組を支援します。

- (2) 共生型サービスの普及
 - ・ 障がい児者が介護保険の対象となっても、引き続き同一のサービスを受けられることができるよう、共生型サービス事業者の指定を行います。
 - ・ 共生型サービスについて引き続き周知するとともに、介護サービス事業所から共生型サービスの指定に係る問合せ等があった場合は助言を行います。

4. 福祉サービス提供におけるIT技術等の活用

<施策の方向性>

- ロボット技術が応用され、利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器である介護ロボットの導入に向けた事業者への支援、普及・啓発を行います。

- 介護事業のIT化が進むことで、介護職員の事務作業の軽減や、ケアの質の向上が期待されることから、福祉サービス提供におけるIT技術等の活用に向けた取組を支援します。

- 幼稚園等において、ICTを活用することにより園務改善を図り、職員の負担軽減、教育・保育の質の向上を図ります。

<主な取組>

(介護ロボットの導入支援)

- ・ 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための環境を整えるために行う介護ロボットの導入にかかる経費の支援を行います。
- ・ 障害者支援施設等における介護業務の負担軽減を図るため、ロボット等導入に対する支援を行います。

(介護事業等のIT化の促進)

- ・ 介護職場の環境改善や介護人材の確保の観点から、介護記録・情報共有・報酬請求等の業務効率化のために行うICTの導入にかかる経費の支援を行います。
- ・ 幼稚園等における環境整備、園務改善のためのICT化に要する経費を支援します。

第5章 推進体制

1 地域福祉推進会議の設置

- 市町による地域福祉計画に基づく計画的な地域福祉推進を支援するため、学識経験者や市町代表、県・市町社会福祉協議会、関係団体等で構成する会議体を設置し、この計画の進捗管理を行います。

2 市町・社会福祉協議会との意見交換の実施

- 市町及び社会福祉協議会との意見交換や、先進的な取組事例等市町間での情報共有等を図るため、市町及び社会福祉協議会との意見交換の機会を設け、県地域福祉支援計画の推進を図るとともに、市町地域福祉計画の策定・改定や、計画に基づく取組を支援していきます。

第6章 進捗管理

- 計画における推進項目ごとに施策効果の参考となる指標を設定し、施策の実行による効果の把握・分析・評価を行い、この計画の進捗管理を行います。

＜参考指標＞

推進項目	指標	現状値
推進項目1 地域における支え合い体制	市町地域福祉計画の策定数	17市町
	民生委員・児童委員の訪問回数	666,396件
	相談支援包括化推進員養成数	—
	ヘルプマークを知っている県民の割合	58.1%
推進項目2 暮らしを支える取組の推進	自立相談支援機関の面談・訪問・同行支援の延べ件数	8,736件
	再犯者数	1,061人
	福祉避難所の指定数	381施設
推進項目3 地域福祉を支える基盤整備	県内の介護職員数	27,818人
	みえ福祉第三者評価の受審事業所数	285施設